

公共交通空白地区への 導入ガイドライン

地域公共交通計画【施策①－３】

令和３年１０月
朝霞市地域公共交通協議会

導入するための条件について

導入条件①

「朝霞市地域公共交通計画」に位置づけられている公共交通空白地区であること、又は路線バスの撤退等により新たに公共交通空白地区になる地域

朝霞市の公共交通空白地区は、鉄道駅、またはバス停から300m以上から離れ、鉄道、河川による地域分断等を考慮した地域です。

また、今後、路線バスの撤退や開発計画等により、新たに公共交通空白地区になった場合は、適宜追加致します。

導入条件②

地域組織の形成

新たな公共交通を導入し、更には将来にわたって維持・確保していくためには、地域住民が一丸となって利用を心掛けるコミュニティの形成が重要です。

そのため、運行計画をつくる段階から、地域組織を形成し、取り組んでいただくことが必要となります。

導入条件③

運行経路の考え方に整合した経路設定

新たに導入する公共交通は、在来の路線バスや市内循環バスでは運行が行き届かない地域を対象に生活の足を確保するものであり、路線バスや市内循環バスの補完的な役割を担うものです。

新たに公共交通を導入することより、路線バス等の利用が減少するようなことになると、路線バスの減便や撤退等を引き起こす恐れがありますので、路線バスの運行と競合しないことが必要です。

このため、運行計画の検討に際しては、路線バス等と競合しない運行計画のパターンをまず朝霞市が作成し、それをもとに、地域で話し合いをしていただきます。

最終的には、関係機関との協議が整い（バス事業者やタクシー事業者と合意が図れていること）、朝霞市地域公共交通協議会で承認を得る必要があります。

導入条件④

運行導入要件・運行継続要件を満たすこと

将来にわたって新たな公共交通のサービスを維持・確保していくためには、市民が積極的に利用していただき、過度な行政負担にならないことが必要となります。

そのため、新たに公共交通を実証運行する場合、運行導入要件を満たしていること、また、本格運行する場合は運行継続要件を満たしているか、運行収支率によって判断することになります。

なお、本格的に運行を開始した場合でも、定期的に収支率を評価し、運行継続要件を達成できない場合は運行計画の変更や取りやめることも考えられます。

役割分担について

朝霞市の鉄道や路線バス等の公共交通サービスを将来にわたって維持・確保しながら、公共交通空白地区の改善を図るためには、利用しやすい運行サービスを市民（地域住民）や交通事業者、行政が連携して作り上げることが必要です。

また、運行を実施する交通事業者はもとより、在来路線バスやタクシー事業者との信頼関係を高め、新たに導入する公共交通への理解を深めることが重要となります。

新たな公共交通の導入における役割分担

地域：計画への参画、利用を心がけるコミュニティの創出

- ・ 地域組織を形成する
- ・ 朝霞市と連携して運行計画を作成
- ・ 地域の意見を取りまとめ、運行計画（ルート、乗降位置、ダイヤ等）の合意形成を図る
- ・ コスト意識を向上させ、利用を呼びかける

行政：事業主体として市民をサポート

- ・ 路線バスとの競合を避けた運行パターンの提示
- ・ 交通事業者、交通管理者との調整・協議
- ・ 新たな公共交通の評価
- ・ 地域公共交通協議会の運営
- ・ 運行後の利用者や沿道住民に対するアンケート

事業者：運行主体として市民をサポート

- ・ 運行計画作成に関するアドバイス
- ・ 道路運送法認可申請
- ・ 運行管理
- ・ 利用状況報告（利用者数、事業収入）

朝霞市地域公共交通協議会：新たな公共交通の承認

公共交通空白地区を改善する新たな公共交通の導入

導入までの流れ

①事前確認・説明

公共交通空白地区であることの確認

本ガイドラインの説明

②地域組織の立ち上げ

地域組織の形成

③運行計画の仮作成

地域住民による運行計画の仮作成

④需要調査等の実施

需要調査と沿線住民の意向把握
(アンケート調査)

概算事業費の算定

運行導入要件の適合

⑤運行計画の本作成、協議会への提案・承認

地域公共交通協議会に提案・承認

運行計画の策定

乗降位置についての住民の合意形成

⑥実証運行の準備・実施

交通事業者の選定

実証運行の周知

乗降所の設置

⑦達成目標の評価

運行の実績確認

運行の継続判断

運行の見直し協議

⑧本格運行

本格運行後の利用促進

実績確認と運行見直し

①事前確認・説明

●公共交通空白地区であることの確認

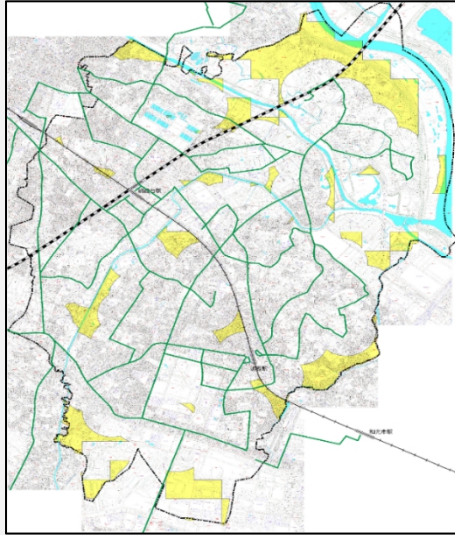
◎地域

○行政

事業者

導入の条件として、新たな公共交通を導入する地域が市の定義する公共交通空白地区に該当していることが必要となります。朝霞市の公共交通空白地区は、下記に示すように鉄道駅、バス停から300m以上離れ、鉄道、河川による地域分断等を考慮した地域です。

朝霞市内の地域公共交通空白地区



●本ガイドラインの説明

地域

◎行政

事業者

新たな公共交通を導入するための条件や導入までの流れ、市民（地域住民）、行政、交通事業者の役割分担など公共交通空白地区に含まれる自治会・町内会等にご説明いたします。

また、朝霞市は「朝霞市地域公共交通計画」の策定時に募ったアンケートや道路幅員の状況等をもとに、既存バス路線の運行に支障をきたさない運行パターンを提示します。

説明したのち、導入意向のある地域の方々は次のステップに進んでいただきます。

②地域組織の立ち上げ

●地域組織の形成

◎地域

○行政

事業者

導入に当たっては、地域住民の方が「守り」「支え」「育てる」意識をもって取り組んでいただくことが重要となります。そのために、実際に運行経路やバス停位置、ダイヤなどを考え、運行のために協力していただく「地域組織」を形成していただきます。

地域組織は、関係する自治会・町内会等との連携が取れ、構成員は5人以上とし、代表者を1人選任していただきます。構成員には、検討路線の利用者も含んでいただきます。なお地域組織の立ち上げには「地域組織立ち上げ届出書（様式1）」を市に提出していただきます。

③運行計画の仮作成

●地域組織による運行計画の仮作成

◎ 地域

○ 行政

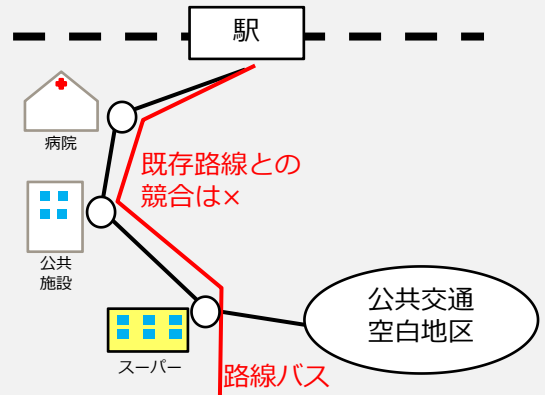
○ 事業者

朝霞市が提示した運行経路を参考に、地域組織が主体となって希望の運行経路等の検討を行います。検討にあたっては下記の【運行経路の基本的方針】に基づき、運行経路や起終点、経路地などを決めていただきます。また、乗降運賃も設定していただきます。

なお、このステップでは「仮運行計画（様式2）」を策定していただきます。

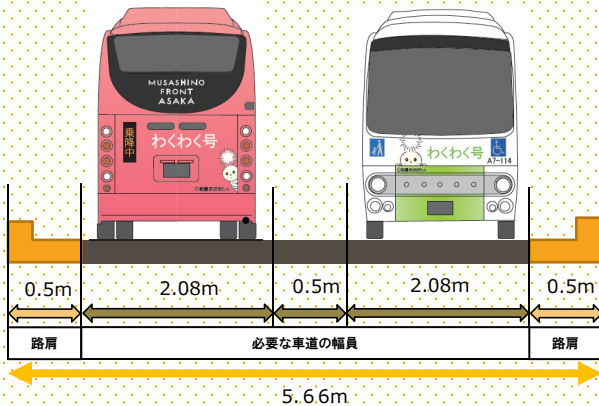
【運行経路の基本的方針】

- ①原則、定時定路線とすること
- ②市が定義する公共交通空白地区と最寄りの鉄道駅が起終点となること
- ③路線の起終点において車両が転回できる場所があること・運転手が休憩できる場所があること
- ④既存バス路線との競合は避けること
- ⑤生活関連施設（病院、スーパー、市役所など）を経由することを検討

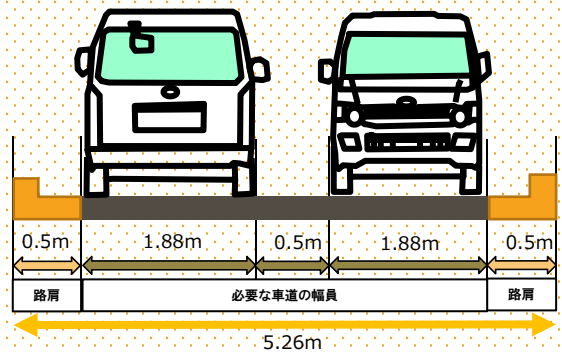


車両制限令による道路幅員に関する規定

市内循環バス（小型バス）
認可に必要な車道の幅員



ワンボックスカーを
認可に必要な車道の幅員



路線を定めて運行するバス事業は、その路線の安全性の確保が求められる。車両制限令第5条第2項では「車両の幅は、当該道路の車道の幅員から0.5mを減じたものの2分の1を超えないもの」と定められている。



一方通行にした場合などは、上記記載の必要な車道幅員を満たさずとも、運行することが可能と判断される場合があります。

④ 需要調査等の実施

● 需要調査と沿線住民の意向把握（アンケート調査）

◎ 地域

○ 行政

事業者

地域組織は仮作成した運行計画を運行ルート沿線の住民や関係する自治会・町内会等へ公開し、メリットやデメリットなど説明したうえで、利用が想定される住民等に対して理解を得る必要があります。

朝霞市は地域組織が仮作成した運行計画をもとに、運行ルート沿線の住民や関係する自治会・町内会等へのアンケート調査を実施します。回収したアンケートから想定乗車人数等を試算します。

● 概算事業費の算定

地域

◎ 行政

○ 事業者

地域組織が仮作成した運行計画の概算事業費について、朝霞市が交通事業者に対して見積もりを依頼いたします。



● 運行導入要件の適合の確認

地域

◎ 行政

事業者

新たな公共交通も、実際にご利用していただかないと継続的な運行はできません。持続可能な運行をするために収支率によって、実証運行の判断することになります。

そのため、実施したアンケート調査から想定された乗車人数と交通事業者が提出した見積もり（概算事業費）をもとに収支率を算出します。なお、運行導入要件とする収支率は30%以上を要件とします。

※運行導入要件については導入地域の人口密度や人口等を加味して、都度、地域公共交通協議会にて協議し、決定していきます。

【収支率とは？】

収支率＝運賃収入/運行経費

※運行経費とは：人件費・燃料費・車両修繕費・自動車税・保険料・一般管理費など

≪路線別の収支率≫

膝折・溝沼線 : 42.79%

宮戸線 根岸台線 : 36.67%

内間木線 : 18.63%

※コロナの影響を受けていない平成30年度の運行収支率を示しています。



⑤運行計画の本作成、協議会への提案・承認

●運行計画の策定

◎地域

○行政

○事業者

運行導入要件に適合した場合は、運行計画の詳細な内容について検討し、**「運行計画（様式3）」**を策定していただきます。

【運行計画に盛り込む内容】

- ◎運行経路
- ◎ダイヤ
- ◎乗降位置
- ◎車両
- ◎運賃
- ◎運行時間帯、運行日
- ◎運行本数
- ◎その他



●地域公共交通協議会に提案・承認

◎地域

○行政

事業者

作成した運行計画を法定協議会である「**朝霞市地域公共交通協議会**」に諮ります。委員による協議を行い、運行計画を精査し、**実証運行の実施を判断**いたします。



●乗降位置についての住民の合意形成

○地域

◎行政

事業者

運行計画が策定され、乗降位置の候補地が決まったらバス停の位置について、関係者と調整する必要があります。

【乗降所設置箇所の検討フロー】

①乗降所設置
候補箇所の選
定

②警察による
安全性の確認

③候補箇所近
隣住民との交
渉

④設置箇所の
決定

問題あり

問題あり

⑥ 実証運行の準備・実施

● 運行事業者の選定

地域

◎ 行政

事業者

法定協議会で実証運行の承認が得られた場合、予算が確保ができ次第、朝霞市が事業者を選定します。



● 実証運行の周知

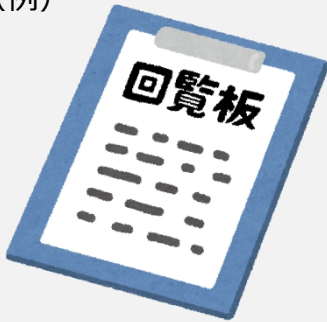
◎ 地域

◎ 行政

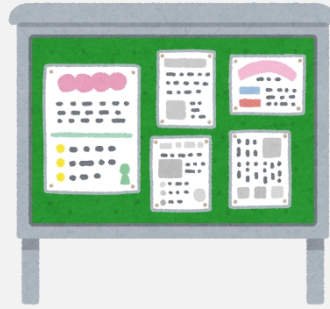
◎ 事業者

地域組織と事業者、行政が協働して、実証運行の利用促進に向けて、地域に周知を図るため、チラシ配布やポスター掲載など取り組みます。

(例)



● 回覧板による周知



● 掲示板への掲載



● 沿線住民へのポスティング

● 事業許可申請

地域

行政

◎ 事業者

運行事業者が国土交通省に対し、事業許可の申請を行います。なお、許可までの処理期間は約2カ月かかります。



● 乗降所の設置

地域

◎ 行政

○ 事業者

運行計画に基づき、乗降場所を設置します。



⑦達成目標の評価

●実証運行の実績確認

○地域

◎行政

○事業者

朝霞市は、運行開始から1年間、事業者から「輸送人員」「運賃収入」など必要な実績を事業者から収受し、地域公共交通協議会において報告します。



●運行の継続判断

○地域

◎行政

○事業者

運行の実績確認後、運行の継続・改善・休止の判断を行います。

【運行継続・改善・休止の判断】

〔運行継続要件〕1年間の収支率が**36%以上**であること

〔運行改善・休止〕1年間の収支率が**36%未満**

※運行継続要件となる収支率は導入地域の人口密度や人口等を加味して、地域公共交通協議会にて協議し、決定していきます。

●運行の見直し協議

◎地域

○行政

○事業者

実証運行期間中の実績が〔運行継続〕となった場合は、本格運行に移行します。

〔運行改善〕となった場合は地域組織、行政、事業者等関係機関と協議し、運行内容の見直しをします。運行の見直し案については地域公共交通協議会に承認を得る必要があります。

⑧本格運行

●本格運行後の利用促進

◎ 地域

◎ 行政

◎ 事業者

①地域組織

- (例) ・沿線住民や周辺施設等へのチラシ配布、ポスター掲載
・町内や家族への利用喚起

②朝霞市

- (例) ・モビリティ・マネジメントの促進
・広報等への掲載
・乗り継ぎ案内の充実

③事業者

- (例) ・利用者数のカウント
・運行事業者から見た改善点の提案

●実績確認と運行見直し

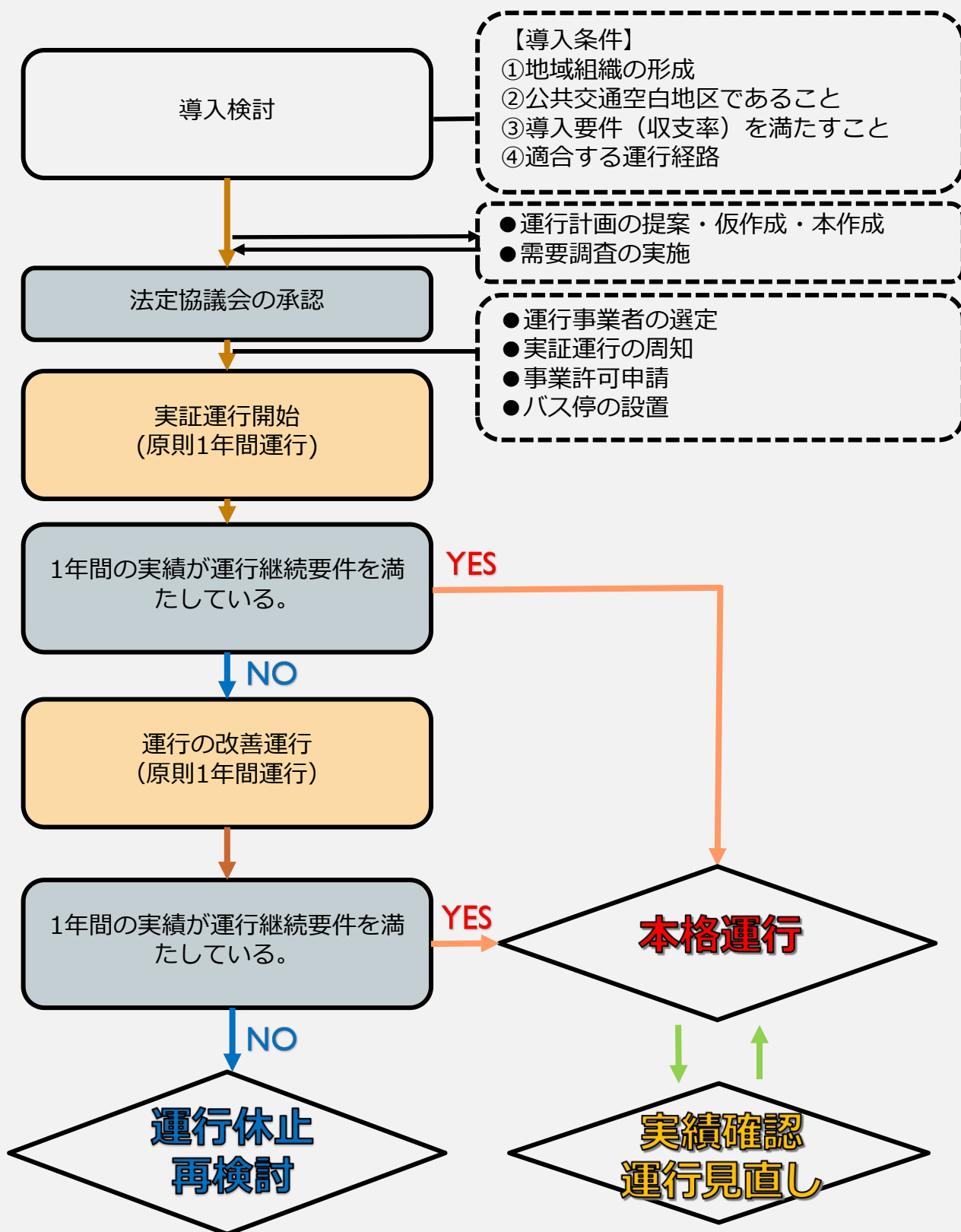
◎ 地域

◎ 行政

○ 事業者

本格運行した後も、継続的に事業者は利用者数や運賃を集計し、地域や行政に報告をします。また、行政は運行経費や運賃収入から収支率を算出し、運行継続要件を満たしているか確認する。運行改善をする必要がある場合は、地域組織が運行計画の見直しを行います。

実証運行から本格運行までのフロー



新たな公共交通導入に関するチェックシート

☐ (太文字) : メイン ☐ : サポート

No.	項目	内容	ガイドライン 参照頁	チェック		
				地域	行政	事業者
1	「新たな公共交通導入」等の事前相談	朝霞市の定義する公共交通空白地区であること	4	☐	☐	
2		導入ガイドラインの説明	4	☐	☐	
3	地域組織の立ち上げ	地域組織立ち上げ届出書（様式 1）を提出すること	4	☐	☐	
4		構成員が 5 名以上であること	4	☐		
5		該当地域の自治会や、周辺自治会等との連携が図れること	4	☐		
6	運行計画の仮作成	仮運行計画（様式 2）を作成すること	5	☐	☐	☐
7		市が定義する公共交通空白地区と最寄りの鉄道駅が起終点となること	5	☐	☐	☐
8		路線の起終点において車両が転回できる場所があること・運転手が休憩できる場所があること	5	☐	☐	☐
9		既存バス路線との競合は避けること	5	☐	☐	☐
10		生活関連施設（病院、スーパー、市役所など）を経由すること	5	☐	☐	☐
11		乗降運賃を設定すること	5	☐	☐	☐
12	需要調査の実施	仮運行計画を沿線住民や関係する自治会・町内会等へ公開すること	6	☐	☐	
13		沿線住民や関係する自治会・町内会等にアンケート調査を実施	6		☐	
14		仮作成した運行計画の事業費について、交通事業者に見積を依頼し、事業者は概算事業費を算定すること	6		☐	☐
15		試算収支率が運行導入要件を満たしていること	6		☐	
16	運行計画の本作成・協議会への提案・承認	運行計画を策定すること	7	☐	☐	☐
17		運行経路を決定すること	7	☐	☐	☐
18		ダイヤを設定すること	7	☐	☐	☐
19		停留所の位置を選定すること	7	☐	☐	☐
20		車両の種類を決める	7	☐	☐	☐
21		乗降運賃を設定すること	7	☐	☐	☐
22		運行時間帯、運行日を設定すること	7	☐	☐	☐
23		運行本数を設定すること	7	☐	☐	☐
24		運行計画を朝霞市地域公共交通協議会に諮り、承認を得ること	7	☐	☐	
25		乗降位置について関係者と調整すること	7	☐	☐	

新たな公共交通導入に関するチェックシート

☐ (太文字) : メイン ☐ : サポート

No.	項目	内容	ガイドライン 参照頁	チェック		
				地域	行政	事業者
26	実証運行の準備・実施	実証運行のための予算を確保すること	8		☐	
27		運行事業者を選定すること	8		☐	
28		実証運行の周知を実施すること	8	☐	☐	☐
29		事業許可申請を国土交通省に行うこと	8			☐
30		バス停を設置する	8		☐	☐
31	達成目標の評価	輸送人員、運賃収入など必要な実績を報告すること	9	☐	☐	☐
32		運行継続の判断	9	☐	☐	☐
33		運行の見直し協議	9	☐	☐	☐
34		実証運行の実績が(運行継続)となった場合は本格運行に移行すること	9	☐	☐	☐
35		実証運行の実績が(運行改善)となった場合は運行内容を見直すこと	9	☐	☐	☐
36	本格運行	本格運行後の利用促進を図ること	10	☐	☐	☐
37		実績確認と運行見直し	10	☐	☐	☐
38		継続的な利用者数や運賃の集計をし、協議会に報告すること	10	☐	☐	☐
39		運行改善をする必要がある場合は、運行計画を見直しをすること	10	☐	☐	☐